

機能強化加算に関する掲示

当院は「かかりつけ医」として必要に応じ、以下の取り組みを行っています。

- 一、 受診されている他の医療機関や処方薬の内容を把握した上での服薬管理。
- 二、 必要に応じ、専門の医師・医療機関への紹介。
- 三、 健康管理に係る相談。
- 四、 介護・保健・福祉サービスに係る相談。
- 五、 夜間休日等、緊急時の対応方法に係る情報提供。

医療法人平和会 平和会クリニック
2026年6月1日